

特定事業主行動計画の実施状況及び女性の職業選択に資する情報の公表

【女性活躍推進法19条の6項及び第21条】

	職員区分	女性職員の採用割合（％）	採用試験の受験者の女性割合（％）	職員の女性割合（％）	継続勤務年数の男女差 （※各年度退職者の平均）		約10年度前に採用した職員の 男女別継続任用割合（％）		男女別の育児休業取得率 （％）		男性の配偶者 出産休暇等取得率（％）	超過勤務の状況 （月平均時間）	年次休暇等取得率（％）	管理職の女性割合（％）	各役職段階の職員の女性割合（％）			中途採用の男女別実績（人）		データの時点	公表年月
					男性	女性	男性	女性	男性	女性					主査相当職	課長補佐相当職	課長相当職	男性	女性		
令和5年度	一般行政職	50.0%	34.8%	37.3%	32年	2年	100.0%	100.0%	25.0%	100.0%	100.0%	7.9時間	21.4%	43.3%	60.7%	40.0%	8.3%	0人	0人	4月1日又は3月31日時点のいずれかの情報	R6.7
	教育職・福祉職	100.0%	100.0%	100.0%																	
令和4年度	一般行政職	75.0%	41.7%	37.5%	33年	退職者無し	66.7%	採用無し	20.0%	100.0%	40.0%	9.0時間	20.8%	37.3%	52.0%	38.1%	7.7%	0人	0人	4月1日又は3月31日時点のいずれかの情報	R5.7
	教育職・福祉職	採用無し	100.0%	100.0%																	

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：神川町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.1%
全職員	69.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	—%
本庁課長補佐相当職	97.1%
本庁係長相当職	97.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	87.6%
31～35年	87.3%
26～30年	90.4%
21～25年	90.3%
16～20年	—%
11～15年	91.0%
6～10年	97.8%
1～5年	97.3%

【説明欄】

本庁課長相当職については、女性職員が1人のため非公表
勤続年数16～20年については、男性職員のみ

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。